

農業用水の水質に関する法的な基準はありませんが、農作物被害と汚濁物質の関係等から設定され、農業用水の指標として利用されている数値は以下のとおりです。

検査項目	基準値
pH（水素イオン濃度）	6.0 ～ 7.5
COD（化学的酸素要求量）	6mg/L以下
SS（浮遊物質）	100mg/L以下
DO（溶存酸素量）	5mg/L以上
T-N（全窒素濃度）	1mg/L以下
EC（電気伝導度）	30mS/m以下
As（砒素）	0.05mg/L以下
Zn（亜鉛）	0.5mg/L以下
Cu（銅）	0.02mg/L以下

農業用水基準(水稻)

[現行の基準：昭和45年3月 農林水産省]

検査項目	基準値
pH（水素イオン濃度）	6.0 ～ 7.5
BOD（生物化学的酸素要求量）	8mg/L以下
SS（浮遊物質）	100mg/L以下
DO（溶存酸素量）	5mg/L以上

環境基準 河川(利用目的：農業用水)

[現行の基準：昭和46年12月 環境庁]